

杉並の家保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人けいわ会
所在地	東京都杉並区浜田山4-31-5
電話番号	03-3312-3737
代表者職氏名	理事長 澤津 弘

2 施設概要

施設の種類	保育所
施設の名称	本園：杉並の家保育園 分園：杉並の家保育園浜田山駅前分園
施設の所在地	本園：東京都杉並区浜田山4-31-5 分園：東京都杉並区浜田山3-35-38 1号館2階
電話番号	本園：03-3312-3737 分園：03-3313-3211
施設長	園長 澤津 弘
受入年齢	生後7週～小学校就学前
利用定員	0歳児 13人 1歳児 13人 2歳以上児 56人
開設年月日	昭和54年4月1日

3 施設の目的及び運営の方針

杉並の家保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

	本園	駅前分園
敷地面積	181.99 m ²	1384.04 m ²
園舎の構造・規模	鉄筋造地上2階地下1階建	鉄筋造4階建 (保育所使用部分地上2階)
園舎面積	214.29 m ²	210.01 m ²
園庭面積	44.7 m ²	—

(2) 主な設備

①本園

設備	部屋数	面積	備考
保育室	3室	56.18 m ²	2、3、4、5歳児
医務室	1室	4.57 m ²	
屋外遊戯場		44.7 m ²	屋上を含む
調理室	1室	13.31 m ²	
事務室	1室	53.60 m ²	(医務スペース含む)

②駅前分園

設備	部屋数	面積	備考
乳児室・ほふく室	1室	110.57 m ²	0、1歳児
沐浴室	1室	10.09 m ²	
医務室	1室	3.70 m ²	
調理室	1室	3.50 m ²	
事務室	1室	3.13 m ²	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
副園長	1人	園長補佐
分園長	1人	分園の統括
主任保育士	1人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	18人	保育業務
看護師	1人	保育業務、健康管理業務
栄養士	2人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	1人	給食調理
事務員	1人	事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市区町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、杉並区にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 定期利用保育事業の実施

働き方に応じた保育需要に対応するため、0・1歳児を対象に一定程度、継続的に保育事業を実施します。

(3) 地域支援事業

地域の子育て家庭への支援とし、育児相談・交流事業の他、専門家による講習会の開催などを行います。（ベビーマッサージ・虫よけスプレー作り…等）

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市区町村に対し、杉並区が定

める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。

お支払方法は、別途お知らせします。

1 0 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、杉並区から保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	たかはしこどもクリニック
医師名	高橋 悦郎
所在地	東京都杉並区浜田山4-16-4 1階
電話番号	03-5929-1817

1 2 緊急時等における対応方法

当園は、保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び区に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

診療科目	病院名
外科	蟹江医院、人見クリニック
整形外科	小林整形外科医院
歯科	浜田山歯科医院
眼科	田村眼科クリニック
耳鼻科	荒井耳鼻咽喉科医院・はまだやま耳鼻咽喉科めまいクリニック
皮膚科	わたなべ内科皮膚科クリニック・蟹江医院

1 3 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	・避難用リュック 有 ・備蓄米・食糧 有 ・ミネラルウォーター 有 ・懐中電灯 有

	・園児用防災頭巾 有 ・毛布 有
緊急時の伝言方法	緊急時災害用伝言ダイヤルを用います。 ホームページにて知らせる。 緊急メール配信により知らせる。
避難場所	① 浜田山小学校 ② 都立豊多摩高校 ③ 和田堀公園周辺

14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	・苦情受付担当者（本園）木本 一恵 （駅前分園）大屋 綾子 ・苦情解決責任者 園長 澤津 弘 苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。	
第三者委員	大谷 幸子	電話番号 03-5930-4187
		役職・肩書等 高井戸耳鼻咽喉科クリニック院長
第三者委員	高根沢 昭	電話番号 080-7736-8109
		こあらのぽっけ代表・元公立保育園園長

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険（大型タイプ）東京海上日動火災
保険の内容	対人賠償 2億円まで
	対物賠償 200万円まで

※詳細については事務所までお尋ねください。

17 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	・車での送迎は御遠慮ください。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	---

平成30年 月 日

保育園名：杉並の家保育園

説明者職氏名：園長 澤津 弘

個人情報使用同意書

別表

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	保育料決定通知書に記載されている階層により決定。 スポット保育については、 1時間につき500円
親子遠足代	親子遠足の際、入場料等保護者に実費で御負担いただくもの	場所により変動
給食実費分	保育参加等で食事を提供する際、保護者に実費で御負担いただくもの	1食につき300円
パンツ代	園に用意しているパンツを使用した際、実費で御負担いただくもの	1枚につき300円
タオル代	園に用意しているタオルを使用した際、実費で御負担いただくもの	1枚につき100円

きりとりせん

私は、本書面に基づき、重要事項の説明を受け、あらかじめ、杉並の家保育園の保育の提供の開始について、同意しました。

平成 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：

保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

杉並の家保育園 園長 澤津 弘 様

平成 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：